

記者発表 令和3年6月14日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部環境事業課 (電話059-237-5311)	環境事業課長 坂越 健二
市民部市民交流課 (電話059-229-3252)	市民交流課長 落合 勝利

津市自治会問題に関する補助金返還請求等について

このことについて、相生町自治会長に対して、平成29年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金(大井町自治会への交付分)相当額の損害賠償請求を行い、相生町自治会に対して、平成30年度津市防犯灯設置補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金等の返還を命じるとともに、相生町自治会長に対して、当該補助金返還命令相当額等の損害賠償請求を行いました。その内容は、下記のとおりです。

記

1 経過

津市自治会問題に関する補助金調査を実施していたところ、新たに相生町自治会長が、虚偽の見積書等を提出して、市職員を誤信させ、補助金を騙取していたことが明らかとなったため、平成29年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金(大井町自治会への交付分)相当額等については、令和3年6月14日(月)に、相生町自治会長に対し、損害賠償請求を行い、平成30年度津市防犯灯設置補助金については、同日、相生町自治会に対し、当該補助金の交付決定を取り消し、当該補助金等の返還命令を行うとともに、相生町自治会長に対し、当該補助金返還命令相当額等の損害賠償請求を行いました。

2 返還請求等の内容

(1) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金

平成29年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金450,000円(大井町自治会への交付分)の全額につき法定利率による遅延損害金を付して返還すること。

(2) 津市防犯灯設置補助金

平成30年度津市防犯灯設置補助金70,000円の全額につき法定利率による遅延損害金を付して返還すること。

3 事務担当

(1) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金に関すること

環境部環境事業課(電話059-237-5311)

(2) 津市防犯灯設置補助金に関すること

市民部市民交流課(電話059-229-3252)